

石川県低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第4条の2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)の合計額(スクラップ処分費が計上されている場合は、(1)から(4)の合計額からスクラップ処分費を控除した額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>6.8</u>を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条の3 ～ 第15条 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第4条の2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)の合計額(スクラップ処分費が計上されている場合は、(1)から(4)の合計額からスクラップ処分費を控除した額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条の3 ～ 第15条 (略)</p>

